

計算書類に対する注記（法人全体用）

1. 重要な会計方針

（1）固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当法人は、定額法による減価償却を実施している。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

当法人は、定額法による減価償却を実施している。

（2）徴収不能引当金の計上基準

当法人は、期末時の利用者に対する債権残高のうち1年を超える期間にわたり未徴収の債権の全額及びその他の債権残高に対して過去の徴収不能額の発生割合に応じた金額を徴収不能引当金として計上している。

（3）賞与引当金の計上基準

当法人は、決算日後最初に支給する賞与の支払いに備えるため、当該支給予定額のうち、当年度に帰属する期間に相当する金額を賞与引当金に計上している。

（4）退職給付引当金の計上基準

① 独立行政法人福祉医療機構（以下、「福祉医療機構」という。）及び独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下、「勤労者退職金共済機構」という。）の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金

当法人は、每期規約に基づき掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。

② 東京都社会福祉協議会の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金

当法人は、期末在籍者に係る掛金累計額を退職給付引当資産に計上すると共に、同額を退職給付引当金に計上している。

（5）国庫補助金等特別積立金の設定と取崩について

当法人は、「社会福祉法人会計基準」（平成28年3月31日厚生労働省令第79号、以下「会計基準」という。）に基づき、施設・設備整備に対して国庫補助金等の交付を受けている場合には、当該資産部分に相当する金額を国庫補助金等特別積立金として純資産の部に計上し、当該資産部分の費用化に伴い、取崩を実施している。

(6) 消費税の取扱い

当法人は、消費税等の会計処理として、税込方式によっている。

2. 重要な会計方針の変更

該当する事項はない。

3. 法人で採用する退職給付制度

当法人は、職員^(注)の退職金の支給に備えるため、東京都社会福祉協議会が定款第2条第14号に基づき運営する「東京都社会福祉協議会従事者共済会」に加入している。また、これとは別に平成18年3月31日以前から在籍する者については、福祉医療機構が運営する社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づく退職手当共済制度に加入し、平成18年4月1日以降採用した職員については、勤労者退職金共済機構が運営する中小企業退職共済法に基づく退職金共済制度に加入している。

(注) 就業規則第3条における「職員」

4. 法人が作成する計算書類並びに拠点区分及びサービス区分

当法人は、(3)に記載する主として社会福祉事業を運営する拠点区分のみを実施しているため、(1)及び(2)に示す計算書類のみを作成している。

(1) 法人単位の計算書類(第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式)

(2) 拠点区分の計算書類(第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)

(3) 当法人が実施する社会福祉事業区分における拠点区分と当該拠点区分におけるサービス区分の内容

ア. 新島老人ホーム拠点区分

社会福祉法(昭和26年法律第45号、以下「社会福祉法」という。)第2条第2項第3号(第1種社会福祉事業)に規定する特別養護老人ホーム 新島老人ホームを中心に以下のサービス区分を含む拠点区分としている。

① 法人本部サービス区分

理事会及び評議員会の運営並びに監事の業務活動による経費、法人役員の報酬等その他のサービス区分に属さない経費及び収益について区分経理するためのサービス区分

② 指定介護老人福祉施設 新島老人ホーム(従来型)サービス区分

社会福祉法第2条第2項第3号(第1種社会福祉事業)に規定する特別養護老人ホーム[介護保険法(平成9年法律第123号、以下「介護保険法」という。)第8条第27項に規定する介護老人福祉施設]

③ 指定介護老人福祉施設 新島老人ホーム(ユニット型)サービス区分

社会福祉法第2条第2項第3号(第1種社会福祉事業)に規定する特別養護老

人ホーム（介護保険法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設）

④ 指定短期入所生活介護 新島老人ホームサービス区分

社会福祉法第2条第3項4号（第2種社会福祉事業）に規定する老人短期入所事業（介護保険法第8条第9項に規定する短期入所生活介護事業）及びこれと一体的に行われている介護保険法第8条の2第7項に規定する介護予防サービス

⑤ 指定通所介護 新島デイ・サービスセンターサービス区分

社会福祉法第2条第3項第4号（第2種社会福祉事業）に規定する老人デイサービス事業（介護保険法第8条第7項に規定する通所介護事業）及びこれと一体的に行われている旧介護保険法第8条の2第7項に規定する介護予防サービス

現在、休止している。

⑥ 指定訪問介護 新島ヘルパーステーションサービス区分

社会福祉法第2条第3項4号（第2種社会福祉事業）に規定する老人居宅介護等事業（介護保険法第8条第2項に規定する訪問介護事業）及びこれと一体的に行われている旧介護保険法第8条の2第2項に規定する介護予防サービス

⑦ 障害福祉サービス事業（居宅介護）新島ヘルパーステーションサービス区分

社会福祉法第2条第3項4号の2（第2種社会福祉事業）に規定する障害福祉サービス事業であり、〔障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号、以下「障害者総合支援法」という。）第5条第2項に規定する居宅介護

⑧ 指定居宅介護支援事業所サービス区分

介護保険法第8条第24項に規定する居宅介護支援事業（公益事業）

⑨ 新島村地域包括支援センターサービス区分

介護保険法第115条の46に規定する地域包括支援センター（公益事業）

⑩ 指定介護予防支援事業所サービス区分

介護保険法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業（公益事業）

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	0	0	0	0
建物	488,441,740	7,884,000	27,713,179	468,612,561
合計	488,441,740	7,884,000	27,713,179	468,612,561

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

(1) 「会計基準」第22条第6項の規定に基づく基本金の取崩額

該当する事項はない。

(2) 「会計基準」第22条第4項の規定に基づく国庫補助金等の交付対象とされた固定資産の除売却に伴う取崩額

建物 該当する事項はない。

構築物 該当する事項はない。

機械及び装置 該当する事項はない。

車輛運搬具 該当する事項はない。

器具及び備品 ハイドロタイザーの廃棄に伴う取崩額

1 円

7. 担保に供している資産

該当する事項はない。

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	1, 092, 084, 826	623, 472, 265	468, 612, 561
構築物	37, 554, 445	35, 328, 166	2, 226, 279
機械及び装置	6, 348, 305	6, 348, 304	1
車輛運搬具	22, 286, 885	21, 624, 140	662, 745
器具及び備品	75, 366, 074	68, 137, 741	7, 228, 333
合計	1, 233, 640, 535	754, 910, 616	478, 729, 919

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	42, 188, 122	0	42, 188, 122
未収金	0	0	0
合計	42, 188, 122	0	42, 188, 122

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当する事項はない。

11. 関連当事者との取引の内容

該当する事項はない。

12. 重要な偶発債務

該当する事項はない。

13. 重要な後発事象

(1) 老人デイサービス事業の廃止

当年度において、社会福祉事業区分において実施されていた老人デイサービス事業(新島老人ホーム拠点区分)は平成29年度当初から事業廃止となった。

これにより、当該事業から生じていた収入8,485千円と支出18,540千円が減少することとなる。

14. その他社会福祉法人の資金収支及び、純資産増減の状況並びに、資産、負債及び純資産の状態等を明らかにするために必要な事項

(1) 前払費用の内訳

前払費用について支払資金の範囲に含まれるものと、一年基準により長期前払費用から振り替えられたものの内訳は以下の通りである。

	当年度末	前年度末
① 支払資金の範囲に含まれる前払費用	646,875 円	25,045 円
② 長期前払費用からの振替額	205,096 円	239,386 円
貸借対照表計上額	851,971 円	264,431 円

(2) 積立金の積立

当法人は、以下の目的に使用するため理事会の承認のもと積立金を設定している。
なお、積立金に対してはそれぞれ積立資産を留保し、個別にその他の固定資産に計上している。

(ア) 建設積立金

将来発生が見込まれる建物・設備及び機械器具等備品の整備・修繕、環境の改善に要する費用、業務省力化機器をはじめ施設運営・経営上効果のある物品の購入に要する費用、及び増改築に伴う土地取得に要する費用に充てるために積み立てているものであり、同額の積立資産を留保するものである。

この積立金は、取り崩しの必要性が生じた場合に、理事会の決議により取り崩

すものである。

当年度において、平成 29 年 3 月 29 日開催の理事会における予算承認のもと、
11,348,000 円の取崩を行っている。